

❀就労証明書の記入について❀

◎就労証明書について

- ・1～13までのあてはまる項目について、すべてご記入ください。
- ・記入誤りの場合は修正テープを使用せず、二重線でご訂正ください。
- ・訂正箇所がある場合は、内容について電話連絡等にて証明担当者様に確認させていただくことがあります。

◎自営業について（必ずご確認ください）

- ・ご自身が事業所（店舗）を経営している場合や、法人を設立されている場合は自営業主となります。
- ・3親等以内のご親族が経営する事業所（店舗）または法人で就労している場合は、**自営業専従者または家族従業者**となります。

☆ただし、下記の3点をすべて満たす書類が添付できる場合は、点数表に記載のある「自営業主（添付あり）」の扱いで利用調整を行います。
ご提出いただいた書類をもとに課内で協議を行います。お申込み時にご持参ください。

- ① 自営業主・自営業専従者・家族従業者として働く本人の氏名が記載されているもの
- ② 三親等以内の親族が代表者でない法人（会社）・団体が発行しているもので、法人・団体名、代表者の氏名が記載されているもの
- ③ 自営業申立書に記載のある仕事内容を行っていることが確認できるもの

【過去に添付書類として認めた書類】（一例です）

登記事項証明書	開業届出書	その他、現在業務を行っていることを証明する書類・免許等（詳しくは子育て施設課へ）
健康保険証（市町村国保を除く）	労災保険加入者証	
営業許可証	雇用保険被保険者証	
各事業所組合の会員証	司法書士会員証	
商工会議所の加入者証		

※すべて写し可

※基準日（入所日）時点で有効なものに限る。有効期間を必ずご確認ください。

◎記入例等について

記入例・記載要領・就労証明書に関するよくあるご質問は岸和田市役所のホームページに掲載しております。

以下のQRコードより読み取ってご確認ください。

就労証明書の様式・記入例・記載要領
よくあるご質問のQRコードはこちら→

